

食品安全委員会（第933回会合）議事概要

日 時：令和6年3月12日（火） 14：00～14：12

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：山本委員長ほか5名出席

傍聴者：一般3名

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「モサプリドクエン酸塩を有効成分とする馬の強制経口投与剤（プロナミドE散1%）」に係る食品健康影響評価について

→副担当の山本委員長及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・薬剤耐性菌「家畜に使用するアミノグリコシド系抗生物質」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおけるものと同じ結論、

「評価対象アミノグリコシドが、動物用医薬品として牛、馬、豚及び鶏に使用された結果としてハザードである大腸菌又は腸球菌が選択され、牛、馬、豚及び鶏由来の畜産食品を介して人がハザードにばく露され、人用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できない。大腸菌及び腸球菌についてリスクの程度は低度であると考えた。

薬剤耐性菌については、現時点では詳細な科学的知見や情報が必ずしも十分とはいえず、リスク評価の手法についても最新の知見を踏まえた見直しを随時行うことが重要と考えるため、国際機関における検討状況等を含め新たな科学的知見・情報の収集が必要である。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。